

佐倉市成年後見支援センター

銀行で、母親の代わりにお金を下ろしに行ったら、「成年後見制度を利用してください」と言われた。
成年後見制度って何？

障がいのある子どもの将来について、今のうちに準備できることはあるのかな？
親が亡くなったあと、親の代わりに親身になってくれる人が見つければ良いけれど。



一人暮らしの父親は、少し認知症が進んできているようで、どうやら高額の商品を契約してお金を払ってしまったらしい。

親族の成年後見人になったけど、事務などに困ったとき、どこに聞いたらいいのだろうか？

こんなときには、ご相談ください！！



佐倉市成年後見支援センターで、制度について教えてもらえますよ。

親族として後見人になって事務が不安だったけれど、書類の書き方を相談できて安心です。

福祉サービスの支援者とのやりとりなど、どうしていいかわからないときの橋渡しのご相談もできますよ。



申立書の内容や書き方もご相談ください！！

☎043-484-1288

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が不十分であるために、お金の管理が難しいことや生活を支援してもらうための介護・障がいのサービス、施設入所に関する契約、遺産相続、不動産の売買などの必要があっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。判断能力が不十分であるために、悪質な契約を結んでしまう被害にあう恐れもあります。

判断能力が不十分であっても、安心して住み慣れた地域や施設などで暮らせるよう、ご本人の権利を守る援助者「成年後見人等」を選ぶことで、法律的に支援するのが「成年後見制度」です。

成年後見制度には、2つの制度があります

①法定後見制度

判断能力が不十分になってから、利用する制度です。ご本人の判断能力に応じて3種類に分かれています。「補助」「保佐」「後見」の類型があり、それぞれ「補助人」「保佐人」「後見人」が選任されます。

②任意後見制度

判断が不十分になる前に、あらかじめ自分で選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを決めておく制度です。

	対象となる方	支援の内容
法定後見制度	補助 <u>援助が必要な場合もあります</u> 重要な財産行為や契約行為について、支援を受ける必要がある状態です。	申立てで裁判所が定めた行為を代わって行います。重要な法律行為の一部に <u>同意</u> したり、 <u>取り消し</u> することができます。開始手続きには、必ず本人の同意が必要です。
	保佐 <u>重要な事項は常に援助が必要です</u> 支援を受けなければ、契約等の意味や内容を理解し、判断することが難しい状態です。	申立てで裁判所が定めた行為を代わって行います。重要な法律行為に <u>同意</u> したり、 <u>取り消し</u> することができます。
	後見 <u>判断能力がほとんどありません</u> 支援を受けても、契約等の意味や内容を理解し、判断することができない状態です。	日常生活に関する行為（日用品の購入など）を除く <u>全ての法律行為</u> を代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。
任意後見制度	<u>判断能力があるうちに</u> 将来の不安に備えて決めておける状態です。	<u>公証役場</u> で、予め任意後見契約を結びます。判断能力が低下した時に、任意後見監督人の選任申立てをし、決めておいた内容を代わって行います。

もうしたて

甲立て(=申請すること)はどこにするの？

ご本人の住所地を管轄する**家庭裁判所**に「甲立て」する必要があります。

誰が甲立てできる人なの？

ご本人、配偶者、四親等以内の親族※など。

(その他、市区町村長や検察官が甲立てすることもあります。)

※親、祖父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹

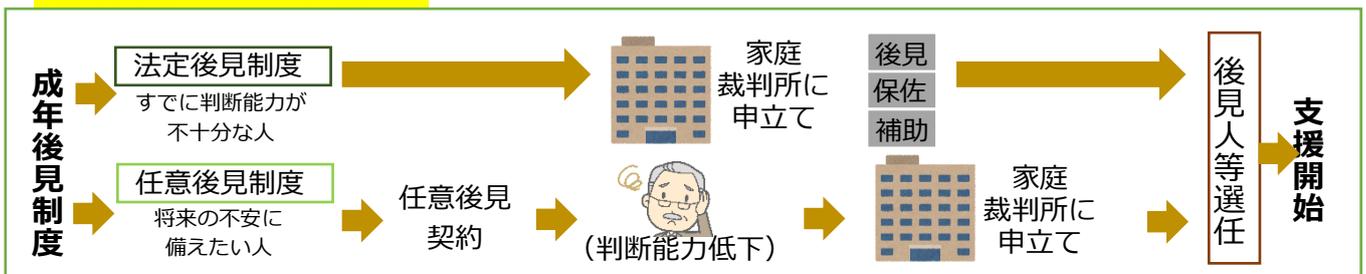
成年後見制度利用にかかる費用はどれくらいなの？

甲立てにかかる費用は、原則として申立人が負担します。

- ・収入印紙や切手代などに1万円程度の金額
- ・診断書費用(医療機関ごとの金額)
- ・甲立てに必要な住民票や戸籍謄本(全部事項証明書)などの取得費用
- ・鑑定料(必要な場合、所定の費用)

※甲立て書類を弁護士・司法書士に依頼する場合は、別途費用が必要となります。

利用開始までの手順は？



成年後見人等になれる人はどんな人なの？

家庭裁判所が、ご本人にとって最適だと思われる方を選任します。ご本人にどのような支援、保護が必要かの事情に応じて、親族だけでなく弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家や、その他、公益法人や福祉関係の法人が選ばれることもあります。

成年後見人等はどんなことをしてくれるの？

ご本人の意向を尊重し、財産管理だけではなく、ご本人の生活、医療、介護、福祉などの身の回りの事柄にも目を配りながら支援をします。これを「身上保護」といいます。ただし、成年後見人等が直接的な支援をするものではありません。

成年後見人等にできないことはあるの？

- ・本人に代わって、婚姻・離婚、養子縁組を決めること
- ・身元保証人 ・医療行為の同意 ・掃除・洗濯、介護や看護

成年後見人等はいつまでつづくの？

ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまでです。

報酬っていくら払うの？

ご本人の資産等に基づき、家庭裁判所の定めた報酬額をご本人が負担します。

佐倉市成年後見支援センターの業務内容

「佐倉市成年後見支援センター」では、成年後見制度を皆さんに正しく理解していただき、多くの方に利用いただくために次の業務を行っています。

成年後見制度に関する相談

センター職員が相談を承ります。(月～金8:30～17:00) ※訪問による相談もできます。成年後見制度についての説明や、申立ての相談支援をしています。

専門家(司法書士・弁護士等)によるアドバイス ⇒ 「無料相談」

原則、毎月第2水曜日 9:30～15:30 佐倉市社会福祉センター2F 相談室
(※ 月によっては、日程、曜日等が変わる場合があります。)
なお、8月と2月の相談(土曜日開催)は、弁護士が担当します。

成年後見制度の広報啓発

成年後見制度に関する講演会や研修会を開催しています。

成年後見人等の相談支援

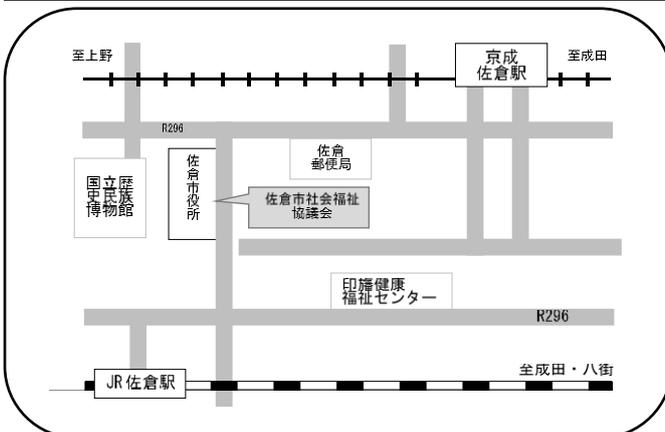
成年後見人等の方、親族後見人の方で、福祉制度の相談や報告書の作成、後見活動等でお困りの際にはご相談ください。

市民後見人の養成

身近で頼れる「市民」による後見人等を養成しています。

成年後見制度の利用を広げる「地域連携ネットワークづくり」

地域で活躍するいろいろな職種の方たちに、成年後見制度を正しく理解し関わってもらうため、研修会や連絡会を開催します。職場内での成年後見制度に関する研修会の開催などのご相談も、ぜひお寄せください。



社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会
(佐倉市役所敷地内佐倉市社会福祉センター内)

住所 佐倉市海隣寺町87番地

電話 043-484-1288

FAX 043-486-2518

sakurakouken@sakurashakyo.or.jp

開所時間 8:30～17:00

<http://www.sakura-kouken.jp/>

佐倉市成年後見支援センターは佐倉市から委託を受けて佐倉市社会福祉協議会が運営しています